

山口県報

令和6年
10月31日
(木曜日)

目 次

○告示

家畜伝染病予防法第三十条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）……………



山口県告示第三百八号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

二 区域

山口県全域

三 期日

令和六年十一月一日から同月三十日まで

四 実施の方法

家きん飼養農場の家きん舎周囲及び外縁部に消石灰等を散布する。

令和六年十月三十一日
印刷
発行

発行
行
人所

山山
口口
県
知事
庁